YOKOGAWA Co-innovating tomorrow™

第140回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時
平成28年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所
東京都武蔵野市
中町二丁目9番32号
本社 大会議室

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度の報酬額設定その他取締役の報酬額改定の件

証券コード：6841

横河電機株式会社

目 次

(頁)
第140回定時株主総会招集ご通知 …… 1
〔株主総会参考書類〕
第１号議案 …… 3
第２号議案 …… 4
第３号議案 …… 15
第４号議案 …… 17
第５号議案 …… 19
〔提供書面〕
事業報告
1. 企業集団の現況 …… 23
2. 会社の現況 …… 31
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 …… 37
4. 会社の支配に関する基本方針 …… 42
連結計算書類
連結貸借対照表 …… 44
連結損益計算書 …… 45
連結株主資本等変動計算書 …… 46
連結計算書類に係る会計監査報告 …… 47
計算書類
貸借対照表 …… 49
損益計算書 …… 50
株主資本等変動計算書 …… 51
計算書類に係る会計監査報告 …… 52
監査役会の監査報告 …… 54

証券コード　6841
平成28年６月１日

株　主　各　位

東京都武蔵野市中町二丁目９番32号
横河電機株式会社
代表取締役社長　西島剛志

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席いただけない場合は、次頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月23日（木曜日）午前10時（受付開始　午前9時）
２．場　　所　　東京都武蔵野市中町二丁目９番32号　本社　大会議室
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．会議の目的事項
　報告事項　　１．第140期（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第140期（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役10名選任の件
　　第３号議案　監査役２名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第５号議案　譲渡制限付株式報酬制度の報酬額設定その他取締役の報酬額改定の件

以　上

［郵送による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月22日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

56頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成28年６月22日（水曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用の場合は、http://www.it-soukai.com にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を用いて、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

［重複行使の取扱い］

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議決権の代理行使につきましては、当社定款の規定により、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られておりますので、ご了承ください。なお、代理人は１名に限らせていただくとともに、代理権を証明する書面を当社にご提出いただきますようお願いいたします。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yokogawa.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yokogawa.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。具体的には、業績及び資金の状況、中長期的な成長投資に向けた内部留保の確保及び財務体質の健全性を総合的に勘案しながら、連結配当性向30％を目標に配当水準の向上に努めることを、配当の基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における１株当たりの年間配当金は中間配当金12円50銭と合わせて、25円となります。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき12円50銭
　　配当総額　3,336,764,550円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月24日

第２号議案　　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の機能強化及びガバナンスの向上を図るため、社外取締役を１名増員し、社外取締役４名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の答申を参考にしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当			
1	海堀 周造（かいほり しゅうぞう）	取締役会長			再任
2	西島 剛志（にしじま たかし）	代表取締役社長			再任
3	黒須 聡（くろす さとる）	取締役　専務執行役員　ソリューションサービス事業本部長			再任
4	奈良 寿（なら ひとし）	取締役　横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長			再任
5	中原 正俊（なかはら まさとし）	取締役　専務執行役員　IAプラットフォーム事業本部長			再任
6	穴吹 淳一（あなぶき じゅんいち）	取締役　常務執行役員　経理財務本部長			再任
7	浦野 光人（うらの みつど）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任
8	宇治 則孝（うじ のりたか）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任
9	関　誠夫（せき のぶお）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任
10	菅田 史朗（すがた しろう）		社外取締役候補者	独立役員候補者	新任

候補者番号 **1**

再任

かい　ほり　しゅう　ぞう
海堀 周造

生年月日　昭和23年１月31日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年４月　当社入社
平成17年４月　執行役員　IA事業部長
平成18年４月　常務執行役員　IA事業部長
平成18年６月　取締役　常務執行役員　IA事業部長
平成19年４月　代表取締役社長
平成25年４月　代表取締役会長
平成27年４月　取締役会長　現在に至る

重要な兼職の状況

ＨＯＹＡ株式会社　社外取締役
一般社団法人経営倫理実践研究センター　理事長

取締役在任年数
（本総会終結時）
10年

取締役会出席状況
（平成27年度）
全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

海堀周造氏は、取締役会長として経営の監督を適切に行っています。さらに、取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営しています。こうしたことから、コーポレートガバナンスのより一層の充実に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式数
121,954株

（注）海堀周造氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2**

再 任

にし　じま　たか　し
西島 剛志

生年月日　昭和32年８月12日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年４月　㈱北辰電機製作所（現 横河電機㈱）入社
平成20年10月　執行役員　IA事業部プロダクト事業センター長
平成22年４月　横河メータ＆インスツルメンツ㈱　代表取締役社長
平成23年６月　当社取締役　横河メータ＆インスツルメンツ㈱ 代表取締役社長
平成24年４月　当社取締役　常務執行役員　IAプラットフォーム事業本部長
平成25年４月　代表取締役社長　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）	取締役会出席状況（平成27年度）
５年	全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

西島剛志氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っています。さらに、当社経営会議議長を務めており、経営の指揮も適切に行っています。こうしたことから、長期経営構想実現のリーダーとして適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式数

42,517株

（注）西島剛志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **3**

再 任

くろ　す　さとる
黒須 聡

生年月日　昭和35年12月25日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年４月	当社入社
平成18年４月	執行役員　IA事業部マーケティングセンター長
平成19年４月	常務執行役員　IA事業部長
平成21年４月	常務執行役員　グローバル営業本部長
平成22年４月	Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長
平成23年４月	当社常務執行役員　IAマーケティング本部長
平成23年６月	取締役　常務執行役員　IAマーケティング本部長
平成25年４月	取締役　専務執行役員　Yokogawa Electric International Pte. Ltd. 社長
平成26年４月	当社取締役　専務執行役員　ソリューションサービス事業本部長 Yokogawa Electric International Pte. Ltd. 社長
平成27年４月	当社取締役　専務執行役員　ソリューションサービス事業本部長 現在に至る

取締役在任年数 （本総会終結時）	取締役会出席状況 （平成27年度）
５年	全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

黒須 聡氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、ソリューションサービス事業本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式数

52,536株

（注）黒須 聡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **4**

再 任

奈良 寿（ならひとし）

生年月日　昭和38年１月23日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年４月　当社入社
平成13年10月　Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 副社長
平成15年10月　Yokogawa（Thailand）Ltd. 社長
平成19年１月　当社ソリューション事業部　第１営業本部長
平成22年４月　常務執行役員　ソリューション営業本部長
平成23年６月　取締役　常務執行役員　ソリューション営業統括本部長
平成24年４月　取締役　常務執行役員　ソリューションサービス営業統括本部長
平成25年４月　取締役　横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長
現在に至る

取締役在任年数
（本総会終結時）
５年

取締役会出席状況
（平成27年度）
全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

奈良 寿氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、横河ソリューションサービス株式会社代表取締役社長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式数

18,585株

（注）奈良 寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **5**

再 任

なか　はら　まさ　とし
中原 正俊

生年月日　昭和33年12月14日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年４月　当社入社
平成19年４月　執行役員　IA事業部システム事業センター長
平成23年４月　Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長
平成25年４月　当社常務執行役員　IAプラットフォーム事業本部長
平成26年６月　取締役　常務執行役員　IAプラットフォーム事業本部長
平成28年４月　取締役　専務執行役員　IAプラットフォーム事業本部長
現在に至る

取締役在任年数
（本総会終結時）
２年

取締役会出席状況
（平成27年度）
全15回中　14回（93.3％）

取締役候補者として選任する理由

中原正俊氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、IAプラットフォーム事業本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する
当社株式数

17,710株

（注）中原正俊氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **6**

再任

あな　ぶき　じゅん　いち
穴吹 淳一

生年月日　昭和38年３月18日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年４月　㈱福徳相互銀行入行
平成４年３月　当社入社
平成17年１月　財務部長
平成23年４月　執行役員　経理財務本部長
平成26年６月　取締役　執行役員　経理財務本部長
平成28年４月　取締役　常務執行役員　経理財務本部長　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）	取締役会出席状況（平成27年度）
２年	全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

穴吹淳一氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、経理財務本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式数

16,839株

（注）穴吹淳一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **7**

再任

浦野 光人（うらの みつど）

生年月日　昭和23年３月20日

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年４月　日本冷蔵㈱（現 ㈱ニチレイ）入社
平成11年６月　同社　取締役
平成13年６月　同社　代表取締役社長
平成19年６月　同社　代表取締役会長
平成23年６月　当社取締役
平成25年６月　㈱ニチレイ　相談役　現在に至る
　　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ニチレイ　相談役
株式会社りそなホールディングス　社外取締役
ＨＯＹＡ株式会社　社外取締役
株式会社日立物流　社外取締役
一般社団法人アグリフューチャージャパン　理事長
一般社団法人日本経営協会　会長
公益財団法人産業教育振興中央会　会長

取締役在任年数（本総会終結時）	取締役会出席状況（平成27年度）
５年	全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由

浦野光人氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

浦野光人氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する当社株式数

0株

（注）１．浦野光人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．浦野光人氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．責任限定契約について
当社は、浦野光人氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号
再任 8

宇治 則孝（うじ のりたか）

生年月日　昭和24年３月27日

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年４月　日本電信電話公社（現 日本電信電話㈱）入社
平成11年６月　㈱エヌ･ティ･ティ･データ　取締役　新世代情報サービス事業本部長
平成12年９月　同社 取締役 経営企画部長
平成15年６月　同社 常務取締役 法人システム事業本部長　法人ビジネス事業本部長兼務
平成17年６月　同社 代表取締役常務執行役員
平成19年６月　日本電信電話㈱ 代表取締役副社長
平成24年６月　同社 顧問　現在に至る
平成26年６月　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

日本電信電話株式会社　顧問
第一三共株式会社　社外取締役
公益社団法人企業情報化協会　会長
一般社団法人日本テレワーク協会　会長

取締役在任年数（本総会終結時）	取締役会出席状況（平成27年度）
２年	全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由

宇治則孝氏の経営者としての高い見識と技術開発､情報通信分野に関する深い知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

宇治則孝氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する当社株式数

0株

（注）１．宇治則孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．宇治則孝氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．責任限定契約について
当社は、宇治則孝氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号 **9**

再 任

せき　のぶ　お
関 誠夫

生年月日　昭和19年９月21日

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年４月　千代田化工建設㈱　入社
平成４年４月　米国千代田インターナショナル・コーポレーション　副社長
平成９年６月　千代田化工建設㈱　取締役
平成10年６月　同社　常務取締役
平成12年８月　同社　代表取締役専務
平成13年４月　同社　代表取締役社長
平成19年４月　同社　取締役会長
平成21年４月　同社　相談役
平成24年７月　同社　顧問
平成27年６月　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

帝人株式会社　社外取締役
亀田製菓株式会社　社外取締役
株式会社ウェザーニューズ　社外取締役

取締役在任年数（本総会終結時）	取締役会出席状況（平成27年度）
１年	全11回中　10回（90.9％） （平成27年６月24日就任後）

社外取締役候補者として選任する理由

関 誠夫氏の経営者としての高い見識とエネルギー関連設備の制御に関する深い知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

関 誠夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する当社株式数

1,000株

（注）１．関 誠夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．関 誠夫氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．責任限定契約について
当社は、関 誠夫氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号 **10**

新 任

すがた　しろう
菅田 史朗

生年月日　昭和24年11月17日

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年４月　ウシオ電機㈱　入社
平成12年６月　同社　取締役　上席執行役員
平成13年４月　同社　取締役　ランプ第二事業部長
平成15年４月　同社　取締役　ランプカンパニープレジデント
平成16年４月　同社　取締役　専務執行役員
平成16年６月　同社　代表取締役　専務執行役員
平成17年３月　同社　代表取締役社長
平成26年10月　同社　取締役相談役　現在に至る

重要な兼職の状況

ウシオ電機株式会社　取締役相談役
公益社団法人経済同友会　副代表幹事

社外取締役候補者として選任する理由

菅田史朗氏の経営者としての高い見識と産業用光源をはじめとした光応用製品及び産業機械に関する深い知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を向上させるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

菅田史朗氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する当社株式数

0株

（注）１．菅田史朗氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．菅田史朗氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．責任限定契約について
当社は、菅田史朗氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

第３号議案　　監査役２名選任の件

監査役 小柳敬史、麻崎秀人、宍戸善一の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当
1	中條（ちゅうじょう） 孝一（こういち）	参与　経営監査・品質保証本部経営監査部　新 任
2	宍戸（ししど） 善一（ぜんいち）	監査役　社外監査役候補者　独立役員候補者　再 任

候補者番号 1
新 任

中條（ちゅうじょう） 孝一（こういち）
生年月日　昭和29年９月16日

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和54年４月　当社入社
平成12年４月　T&M事業部　メジャリングインスツルメンツ開発部長
平成17年10月　通信測定器事業部　要素技術開発センター長
平成21年４月　通信・計測事業部　光・電子計測センター長
平成22年４月　執行役員　品質保証本部長
平成26年４月　参与　経営監査本部経営監査部
平成27年４月　参与　経営監査・品質保証本部経営監査部　現在に至る

監査役候補者として選任する理由

中條孝一氏は、計測事業に従事してきた経験や品質保証本部長を務めた経験、また、経営監査部での内部監査の経験などを通じ当社グループの事業を熟知しており、その知識と経験を当社の監査に反映させることが適切であると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式数
19,110株

（注）中條孝一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2**

再 任

宍戸 善一（ししど ぜんいち）

生年月日　昭和31年４月20日

社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和55年４月　東京大学法学部　助手
昭和58年４月　成蹊大学法学部　専任講師
昭和60年４月　同大学法学部　助教授
平成６年４月　同大学法学部　教授
平成13年７月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成16年４月　成蹊大学法科大学院　教授
平成21年４月　一橋大学大学院　国際企業戦略研究科　教授　現在に至る
平成24年６月　当社監査役　現在に至る

重要な兼職の状況

一橋大学大学院　国際企業戦略研究科　教授
宍戸善一法律事務所　弁護士

監査役在任年数
（本総会終結時）

４年

監査役会・取締役会出席状況
（平成27年度）

監査役会 全21回中　21回（100％）
取締役会 全15回中　15回（100％）

社外監査役候補者として選任する理由

宍戸善一氏につきましては、主に経営法務、コーポレートガバナンスに関する専門的な知識と幅広い研究活動に基づく高い見識を当社の監査に反映していただけるものと考え、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、大学教授及び弁護士として経営法務に精通し、必要な知見を有していることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立役員について

宍戸善一氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する当社株式数

0株

（注）１．宍戸善一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．宍戸善一氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
３．責任限定契約について
当社は、宍戸善一氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

第４号議案　　補欠監査役１名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者 中重克巳氏は、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は前任者の任期が満了する時までとなります。同氏からは社外監査役が任期中に退任し、社外監査役が法令に定める員数を欠く場合に、社外監査役に就任する旨の承諾を得ております。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

なかしげ　かつみ
中重 克巳

生年月日　昭和40年８月22日

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成10年	弁護士登録（第二東京弁護士会） 山田秀雄法律事務所（現 山田・尾﨑法律事務所）入所　現在に至る
平成16年	最高裁判所司法研修所弁護教官室所付
平成27年４月	最高裁判所司法研修所教官　現在に至る

重要な兼職の状況

山田・尾﨑法律事務所　パートナー弁護士
最高裁判所司法研修所教官

補欠の社外監査役候補者として選任する理由

中重克巳氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識と高い見識を当社の監査に反映していただけるものと考え、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立役員について

中重克巳氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する当社株式数

0株

（注）１．中重克巳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．中重克巳氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．責任限定契約について
当社は、中重克巳氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

【ご参考】

社外役員の独立性に関する基準

当社は、監査役会設置会社として取締役会及び監査役会を充実させるために現経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役を招聘していますが、社外役員選任における透明性を高めるため、平成27年３月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しました。

記

当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間においてそうであった者（注１）
② 当社の現在の主要株主（議決権割合10％以上）または最近５年間においてそうであった者（注２）
③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する３事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の２％を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者
⑤ 当社グループから一定額（過去３事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
⑥ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
⑦ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近３年間においてそうであった者（注３）
⑧ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近３年間においてそうであった者（注４）
⑨ 上記⑧に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
⑩ 上記⑧に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去３事業年度の平均で、その連結総売上高の２％を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注５）
⑪ 上記①から⑩（⑤を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族）
⑫ 独立役員としての通算の在任期間が８年を超える者

以上

注１：業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。
注２：当社の現在または最近５年間においての主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。
注３：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の２％を超える金融機関グループ。
注４：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近３年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）。
注５：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

第５号議案　　譲渡制限付株式報酬制度の報酬額設定その他取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、平成19年６月27日開催の第131回定時株主総会において、１事業年度12億円以内（うち、社外取締役分は５千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨のご承認をいただいております。

今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに下記のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することとしたいと存じます。

新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役の報酬額を１事業年度６億円以内と設定させていただきたいと存じます。ただし、当該報酬額は、原則として中期経営計画の対象期間である３事業年度の初年度に、３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定です。そこで、譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役の報酬額は、中期経営計画の対象期間が３事業年度であることに照らせば、実質的には１事業年度２億円以内での支給と評価できると考えます。

これに伴い、現行の報酬額について、従来ご承認いただいた１事業年度12億円以内から上述した１事業年度当たりの譲渡制限付株式付与のために支給する実質的な報酬額に相当する２億円を減額し、１事業年度10億円以内とさせていただきます。

さらに、取締役会の機能強化及びガバナンスの向上を図るため社外取締役を増員することを考慮し、現行の報酬額の内訳について、社外取締役の報酬額を１事業年度５千万円以内から１億円以内に増額することにつき、一括してご承認をお願いいたします。

なお、取締役の報酬額には、従前と同様、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、改定後の取締役の報酬額の合計は、現行の報酬額と比べて４億円増額となる１事業年度16億円以内となりますが、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額としてお諮りする１事業年度６億円以内については、上記のとおり譲渡制限付株式の付与のための出資財産としての金銭報酬債権に係る報酬額であって、１事業年度当たりの譲渡制限付株式付与のために支給する実質的な報酬額に相当する額は２億円以内と評価できますので、別枠でご承認をお願いしている報酬額である１事業年度10億円以内と合計すれば、実質的には現行の報酬額と同額の１事業年度12億円以内となると考えております（下記【ご参考】をご参照ください。）。

【ご参考】
1事業年度当たりの取締役の実質的な報酬額

	現　行		改定案
①譲渡制限付株式報酬制度の報酬額	ー		6億円以内 （1事業年度2億円以内 ※）
②現行の報酬額	12億円以内	→	10億円以内
（うち 社外取締役）	（５千万円以内）		（１億円以内）
報酬額の合計（①＋②）	12億円以内		16億円以内 （１事業年度12億円以内 ※）

※ ６億円以内の報酬額は、中期経営計画の対象期間（原則として３事業年度）で期間按分して算定した場合、１事業年度当たり２億円以内となります。

また、今般、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入する本事業年度は、中期経営計画の対象期間の２年度目であることから、本事業年度においては、総額４億円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給いたします。

なお、現在の取締役は９名（うち社外取締役３名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役４名）となります。上記報酬の各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会が指名した３名以上の取締役により構成され、その過半数が社外取締役である報酬諮問委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定いたします。

＜譲渡制限付株式報酬制度の内容＞

(1) 概要

譲渡制限付株式報酬制度は、社外取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に使途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を発行又は処分（以下「交付」といいます。）しこれを保有させるものです。ただし、会社は、対象取締役との間で、下記(4)記載の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当株式（下記(4)①において定義いたします。）を本割当契約に定める一定の期間（下記(4)①記載の譲渡制限期間）中は自由に譲渡等（下記(4)①において定義いたします。）をすることができないも

のとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限（下記(4)①において定義いたします。）が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間及び下記(4)②記載の業績達成条件その他譲渡制限付株式報酬制度の運用全般に関する事項については、報酬諮問委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して、取締役会において決定いたします。

なお、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入する本事業年度は、中期経営計画の対象期間の２年度目であるものの、例外的に、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給いたします。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は１事業年度６億円以内とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は１事業年度90万株以内とします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間である３事業年度の初年度にのみ３事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定であるため、実質的には１事業年度２億円以内、かつ30万株以内となると考えております。

(3) １株当たりの払込金額

１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限期間

当社の取締役会において１年間から５年間の間であらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）中、対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」といいます。）をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 業績達成による譲渡制限の解除

譲渡制限期間における当社の連結自己資本利益率（ROE）の達成度その他対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した業績達成度（以下、かかる業績達成度に応じた譲渡制限を解除する条件を「業績達成条件」といいます。）に応じて、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限を解除された本割当株式を自由に譲渡等できるものといたします。

また、対象取締役は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で返還（譲渡）するものといたします。

③ 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、対象取締役は、本割当株式を会社に無償で返還（譲渡）いたします。正当と認める場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。

⑤ その他取締役会で定める事項

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては雇用を中心に回復が持続し、欧州経済も緩やかながら回復過程をたどりました。一方で、中国をはじめとする新興国を中心に減速傾向が鮮明になり、資源国やその他アジア諸国の経済も、インドなど一部を除き停滞色を強めました。

また、日本経済は、輸出や鉱工業生産が新興国経済の減速の影響を受けて弱含んだ一方、円安を主因とした企業業績の一段の改善から設備投資が一部で持ち直すなど、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

エネルギーや素材関連市場においては、原油をはじめとする資源価格の低迷が長引き、上流工程における資源開発関連投資の遅延や停止などにより市場環境が厳しさを増した一方で、資源輸入国や原燃料コストの低下の恩恵を受ける下流工程の企業部門では投資押し上げ効果がありました。このように経済環境は一様ではなく、年明け以降為替が急激に円高方向へ転換したことなどを受け、先行き不透明感が強まっていますが、エネルギーや素材関連市場の合理化投資や設備の更新及び運用・保守サービス需要は底堅い動きを続けています。

このような事業環境において、当社グループは平成27年（2015年）５月に策定した中期経営計画“Transformation 2017”（略称：TF2017）に基づき、事業構造変革による成長基盤の整備に注力するとともに、積極的な事業活動を展開しました。

その結果、当社グループの業績は、前期比で増収増益となりました。売上高は主力の制御事業が堅調なことにより、前期比で79億39百万円増加しました。営業利益は、売上高の増加に加え、為替の影響及び昨年度実施した固定費削減施策の効果などにより前期比で98億24百万円増加し、過去最高益を更新しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益の増加に加え、特別損益の改善などにより前期比で129億37百万円増加し、過去最高益を更新しました。

＜連結＞

売上高	4,137億32百万円	（前期比	+2.0%	79億39百万円増）
営業利益	396億42百万円	（前期比	+32.9%	98億24百万円増）
経常利益	407億17百万円	（前期比	+22.0%	73億51百万円増）
親会社株主に帰属する当期純利益	301億61百万円	（前期比	+75.1%	129億37百万円増）

セグメント別の概況は以下のとおりです。

制御事業

制御事業の売上高は、資源・エネルギー・素材関連合理化投資の増加やプラント設備関連の更新及び運用・保守サービス需要の増加などを背景に、地域差はあったものの総じて堅調に推移し前期比で86億88百万円増加し、3,667億23百万円と過去最高額を更新しました。また、売上高の増加に加えて、為替の影響や昨年度実行した固定費削減施策の効果などもあり、営業利益は前期比で95億99百万円増加し、366億89百万円となりました。

計測事業（当期より「計測機器事業」を「計測事業」に名称変更しました。）

計測事業の売上高は前期並みの233億72百万円（前期比 ４億18百万円減）でしたが、営業利益は主に為替の影響により23億89百万円と、前期比で７億64百万円の増益となりました。

航機その他事業（当期より「その他事業」を「航機その他事業」に名称変更しました。）

航機その他事業の売上高は前期並みの236億37百万円（前期比 ３億30百万円減）でしたが、営業利益はその他事業の影響により５億64百万円と、前期比で５億40百万円の減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は153億77百万円となり、前期と比較し12億47百万円増加しました。

主なものとして、海外ビジネス拡大に向けた投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などをもって充当しました。

なお、平成22年２月に調達した劣後ローンの期限前弁済に充当するため、平成27年７月に自己株式の処分により133億62百万円を調達しました。

⑵　対処すべき課題

当社グループは、10年後の「ありたい姿」とその実現に向けた考え方を長期経営構想として策定しています。長期経営構想ではYOKOGAWAが目指す方向性を表現する「ビジョン・ステートメント」、その実現を支えるYOKOGAWAの強みを示す「コアコンピタンス」、「注力すべき事業領域」を定めています。

ビジョン・ステートメントである「YOKOGAWAは“Process Co-Innovation”(*) を通じて、お客様と共に明日をひらく新しい価値を創造します。」の実現に向けて、成長基盤を整備するとともに、Process Co-Innovationを深化させることで、長期的な成長発展を目指していきます。

さらに、当社グループは、「Co-innovating tomorrow」をコーポレート・ブランド・スローガンとして掲げ、ビジネスや社会における情報やモノの流れを最適化、効率化し、お客様と社会全体の課題解決に取り組んでいきます。

また、引き続き制御事業については、グローバルNo.1カンパニーを目指していきます。

(*) Process Co-Innovation
YOKOGAWAがこれまで培ってきた計測・制御・情報の技術を結集したオートメーションの将来像です。
これはプロセスの最適化を生産工程にとどめることなく、企業内のバリューチェーンや企業間のサプライチェーンなど、あらゆる情報やモノの流れへと拡大し、お客様と共に新しい価値を創造するYOKOGAWAのソリューション全般を表しています。

この長期経営構想の実現に向けて、当社グループは現在、平成27年度(2015年度)を開始年度とする中期経営計画TF2017の中で、「お客様フォーカス」、「新しい価値づくり」、「高効率グローバル企業」の３点に重点的に取り組み、事業構造の変革に注力しています。また、TF2017での３年間は、長期経営構想実現に向けた「成長基盤の整備期間」と位置づけています。そして将来のさらなる成長のため、「収益性向上」に重点を置き、TF2017の最終年度である平成29年度(2017年度)には、株主資本利益率(ROE)11％以上、１株当たり当期純利益(EPS)100円以上の達成を実現していきます。(当年度実績：ROE 13.2%、EPS 114.01円)

当社グループは、TF2017の初年度となった当連結会計年度において、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益(EPS)及び売上高営業利益率(ROS)において過去最高の実績を達成することができました。しかしながら、TF2017策定時から、資源・エネルギー価格の低迷長期化や中国をはじめとする新興国経済の低迷など、大きく変化している事業環境を含めた現状を踏まえると、TF2017実現には、これまで以上に「収益性向上」に軸足を置いた平成28年度(2016年度)の活動が極めて重要であると認識しています。

したがって、平成28年度(2016年度)は、「成長投資の原資は効率性改善により捻出すること」を基本原則として、収益性向上のための変革への取り組みをいっそう加速し、さらなる成長に向けた成長基盤の整備に注力していきます。

「中期経営計画 “Transformation 2017”(略称：TF2017)」についての詳細は、
当社ウェブサイト http://www.yokogawa.co.jp/cp/corporate/cp-corp-mtbp.htm をご参照ください。

また、平成28年度(2016年度)はこれに加え、平成27年(2015年)11月に制定した「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を実現するために、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでいきます。

＜コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方＞

［企業理念］

「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA人は 良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」を企業理念として掲げ、この実現を目指します。

当社グループは、グループ全体に適用される上記の企業理念と「YOKOGAWAグループ企業行動規範」を定め、すべてのステークホルダーとの適切な関係を持ち、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。また、「企業は社会の公器である」との考えのもと、健全で持続的な成長により、株主、お客様、取引先、社会、社員等すべてのステークホルダーからの信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置付けます。

また、企業価値の最大化を実現するためには、コンプライアンスの徹底、リスクの適切な管理、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話のための情報開示等が重要と考えます。

当社グループは、こうした考え方から、これまでの当社グループのコーポレートガバナンスの取り組みを改めて体系化し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでいくための基本方針として、平成27年(2015年)11月に「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。

当社グループのコーポレートガバナンスについての詳細は、当社ウェブサイト
http://www.yokogawa.co.jp/cp/corporate/cp-corp-governance.htm をご参照ください。

⑶　財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	平成24年度 第137期	平成25年度 第138期	平成26年度 第139期	平成27年度 第140期（当期）
受注高	354,498	405,982	417,089	421,103
売上高	347,899	388,463	405,792	413,732
営業利益	18,409	25,893	29,818	39,642
経常利益	18,002	25,679	33,366	40,717
親会社株主に帰属する当期純利益	14,688	12,341	17,223	30,161
１株当たり当期純利益	57円３銭	47円92銭	66円88銭	114円１銭
総資産	379,931	398,920	439,957	412,772
純資産	172,396	192,106	221,976	246,892

②　当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	平成24年度 第137期	平成25年度 第138期	平成26年度 第139期	平成27年度 第140期（当期）
受注高	139,310	98,278	103,145	109,625
売上高	145,259	99,366	101,986	106,341
営業利益	△5,423	△6,593	△7,817	△2,228
経常利益	6,394	8,922	11,535	25,016
当期純利益	9,280	6,216	5,168	26,531
１株当たり当期純利益	36円３銭	24円14銭	20円７銭	100円29銭
総資産	246,314	234,647	245,369	224,886
純資産	117,769	124,137	132,842	162,666

（注）当社は、平成25年４月１日付で、当社のソリューションサービス営業統括本部（当時）の行う事業を横河ソリューションサービス株式会社に承継させる吸収分割を行いました。そのため第138期以降の財産及び損益の状況には、当該事業を含んでいません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
横河マニュファクチャリング株式会社	5,010百万円	100.0%	制御・計測機器の製造
Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.	31,020千 シンガポールドル	100.0%	制御・航機その他の製造
横河電機（蘇州）有限公司	4,000百万円	100.0%	制御機器の製造
韓国横河エレクトロニクス・マニファクチャリング株式会社	1,744百万ウォン	100.0%	制御・計測機器の製造
横河ソリューションサービス株式会社	3,000百万円	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Europe B.V.	17,725千ユーロ	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)	2,481千 バーレーンディナール	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.	29,000千 シンガポールドル	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Corporation of America（注 1）	1千米ドル	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
横河電機（中国）有限公司	119百万人民元	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
横河メータ＆インスツルメンツ株式会社	90百万円	100.0%	計測機器の販売、保守サービス
横河電子機器株式会社	300百万円	100.0%	防衛関連機器、航海・海洋関連機器の製造、販売

（注）1．Yokogawa Corporation of America には、資本金１千米ドルの他に、122,729千米ドルを資本準備金として出資しています。
2．当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

事業区分	主要製品
制御事業	生産制御システム、流量計、差圧・圧力伝送器、プロセス分析計、プログラマブルコントローラ、工業用記録計　等
計測事業	波形測定器、光通信関連測定器、信号発生器、電力・温度・圧力測定器、共焦点スキャナ　等
航機その他事業	航空機用計器、航海関連機器、気象・水文計測器　等

⑹ **主要拠点等**（平成28年３月31日現在）

① 当　社

本　社：　東京都武蔵野市

事業所：　小峰事業所　（東京都あきる野市）
甲府事業所　（山梨県甲府市）
金沢事業所　（石川県金沢市）

② 子会社

生産拠点：　横河マニュファクチャリング株式会社
　甲府工場　（山梨県甲府市）
　小峰工場　（東京都あきる野市）
Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.　（シンガポール）
横河電機(蘇州)有限公司　（中国）
韓国横河エレクトロニクス･マニファクチャリング株式会社　（韓国）

販売拠点：　横河ソリューションサービス株式会社
　本社営業　（東京都武蔵野市）
　関西支社　（大阪府大阪市）
　中部支社　（愛知県名古屋市）
横河メータ＆インスツルメンツ株式会社　（東京都武蔵野市）
横河電子機器株式会社　（東京都渋谷区）
Yokogawa Europe B.V.　（オランダ）
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)　（バーレーン）
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.　（シンガポール）
Yokogawa Corporation of America　（米国）
横河電機(中国)有限公司　（中国）

⑺　企業集団の従業員の状況（平成28年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
制御事業	16,724名	869名減
計測事業	1,122名	49名減
航機その他事業	800名	37名減
合計	18,646名	955名減

（注）従業員数は就業人員を記載しています。なお、契約社員、派遣社員などは含まれていません。

⑻　主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	200億円

（注）１．シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする協調融資によるものです。
２．当社は、総額741億円のコミットメントライン契約を締結しています。
当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年２月17日に、KBC Advanced Technologies plc（本社：英国ウォルトン・オン・テムズ（サリー州）、CEO：Andrew Howell、以下、「KBC社」）と、KBC社の発行済及び発行予定普通株式のすべてを現金にて取得し、完全子会社化する手続きを開始することに合意し、平成28年４月７日に株式を取得しました。

内容の詳細につきましては、連結注記表のⅧ．重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

（注）連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yokogawa.co.jp/）に掲載しております。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　600,000千株
② 発行済株式の総数　268,624千株
③ 株主数　22,382名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,265	10.6
第一生命保険株式会社	15,697	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,254	5.7
日本生命保険相互会社	13,484	5.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	13,279	5.0
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託みずほ銀行口　再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	11,261	4.2
横河電機持株会	6,805	2.5
シービーニューヨーク　オービス　エスアイシーアーヴィー	5,672	2.1
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,874	1.5
野村信託銀行株式会社（投信口）	3,334	1.2

（注）１．当社は、自己株式を1,683千株保有しています。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑵　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	海堀周造	ＨＯＹＡ株式会社　社外取締役 一般社団法人経営倫理実践研究センター　理事長
代表取締役社長	西島剛志	
取締役	黒須聡	専務執行役員　ソリューションサービス事業本部長
取締役	奈良寿	横河ソリューションサービス株式会社　代表取締役社長
取締役	中原正俊	常務執行役員　ＩＡプラットフォーム事業本部長
取締役	穴吹淳一	執行役員　経理財務本部長
取締役	浦野光人	株式会社ニチレイ　相談役 株式会社りそなホールディングス　社外取締役 ＨＯＹＡ株式会社　社外取締役 株式会社日立物流　社外取締役 一般社団法人アグリフューチャージャパン　理事長 一般社団法人日本経営協会　会長 公益財団法人産業教育振興中央会　会長
取締役	宇治則孝	日本電信電話株式会社　顧問 第一三共株式会社　社外取締役 公益社団法人企業情報化協会　会長 一般社団法人日本テレワーク協会　会長
取締役	関誠夫	帝人株式会社　社外取締役 亀田製菓株式会社　社外取締役 株式会社ウェザーニューズ　社外取締役
常勤監査役	小柳敬史	
常勤監査役	牧野清	
監査役	麻崎秀人	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社　代表取締役会長
監査役	宍戸善一	一橋大学大学院　国際企業戦略研究科　教授 宍戸善一法律事務所　弁護士
監査役	山下泉	株式会社イオン銀行　社外取締役

（注）１．取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏及び関 誠夫氏は、社外取締役です。
　　２．監査役 麻崎秀人氏、宍戸善一氏及び山下 泉氏は、社外監査役です。

3．取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏及び関 誠夫氏並びに監査役 麻崎秀人氏、宍戸善一氏及び山下 泉氏は、高い独立性を有しており、一般株主との利益相反のおそれがないことから、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4．社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
5．平成28年４月１日付の組織変更等に伴い、次のとおり取締役の地位、担当及び重要な兼職に変更がありました。

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	中　原　正　俊	専務執行役員　ＩＡプラットフォーム事業本部長
取　締　役	穴　吹　淳　一	常務執行役員　経理財務本部長

6．取締役 浦野光人氏は、平成27年６月26日をもって三井不動産株式会社の社外取締役を退任しています。
7．監査役 麻崎秀人氏は、平成27年６月26日をもってデンヨー株式会社の社外監査役を退任しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
棚　橋　康　郎	平成27年６月24日	任期満了	社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ　社外取締役 株式会社村田製作所　社外取締役 燦ホールディングス株式会社　社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏及び関 誠夫氏並びに監査役 麻崎秀人氏、宍戸善一氏及び山下 泉氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。

④　取締役及び監査役の報酬等

ⅰ　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

取締役の報酬等については、株主総会でご承認いただいた限度額の範囲内で、配分の決定の客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を社外取締役とする３名以上の取締役で構成される「報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の審議を経て決定しています。

社外取締役を除く取締役（執行役員を兼務する者を含む）の報酬等については、取締役の主な職務である職務執行機能及び執行役員等の職務の監督・監視機能を維持するために有効な水準とし、かつ業績に対する連動性を持たせた構成としています。具体的には、市場競争力を意識した水準とし、役割に応じた固定報酬、業績連動報酬（賞与）を報酬構成としています。

社外取締役については、社外取締役の職責を考慮し、その報酬構成を固定報酬のみとしています。

監査役の報酬等についても、株主総会でご承認いただいた限度額の範囲内で監査役の協議により決定しており、監査役（社外監査役を含む）の職責を考慮し、その報酬構成を固定報酬のみとしています。

ⅱ　取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役 （うち　社外取締役）	10名 （４名）	２億82百万円 （33百万円）
監　査　役 （うち　社外監査役）	５名 （３名）	92百万円 （32百万円）
合　　計 （うち　社外役員）	15名 （７名）	３億74百万円 （66百万円）

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した社外取締役１名を含んでいます。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
３．取締役の報酬限度額は、平成19年６月27日開催の第131回定時株主総会において１事業年度あたり12億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。
４．監査役の報酬限度額は、平成16年６月25日開催の第128回定時株主総会において１事業年度あたり１億50百万円以内と決議いただいています。

⑤　社外役員に関する事項

ⅰ　社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

（２）会社役員の状況　①取締役及び監査役の状況　に記載のとおりです。

ⅱ　当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主　な　活　動　状　況	
浦野光人	社外取締役	取締役会出席状況 15回／15回中	必要に応じ、主に経営者としての高い見識から発言を行っています。
宇治則孝	社外取締役	取締役会出席状況 15回／15回中	必要に応じ、主に経営者としての高い見識と技術開発に関する深い知見から発言を行っています。
関　誠夫（注）	社外取締役	取締役会出席状況 10回／11回中	必要に応じ、主に経営者としての高い見識とエネルギー関連設備の制御に関する深い知見から発言を行っています。
麻崎秀人	社外監査役	取締役会出席状況 15回／15回中 監査役会出席状況 21回／21回中	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点及び企業価値評価に関する高い見識から発言を行っています。
宍戸善一	社外監査役	取締役会出席状況 15回／15回中 監査役会出席状況 21回／21回中	必要に応じ、主に経営法務、コーポレートガバナンスに関する専門的な知識と幅広い研究活動に基づく高い見識から発言を行っています。
山下　泉	社外監査役	取締役会出席状況 14回／15回中 監査役会出席状況 20回／21回中	必要に応じ、経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識から発言を行っています。

（注）取締役 関 誠夫氏については、平成27年6月24日の就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しています。

⑶　会計監査人の状況

①　名称　　有限責任監査法人トーマツ

②　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	93百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1億43百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っています。

3．当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての決定内容は以下のとおりです。

会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項及び同第３項に基づき、以下のとおり、YOKOGAWAグループ内部統制システムを整備しています。

①　当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・　コンプライアンスの基本原則を、『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めています。取締役並びにグループ各社の取締役及びこれに相当する者（以下「取締役等」という。）は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたっています。

・　グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理担当部署を設置しています。

・　取締役会における意思決定は、『取締役会規程』『意思決定規程』に基づいて行っています。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。社外監査役を含む監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施しています。

・　グループ各社の取締役会及びこれに相当する意思決定機関における意思決定は、当社の規程に準じてグループ各社において策定された規程に基づき行われています。グループ各社は、当社による監査役監査の対象とされており、定期的な往査も行われています。

②　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・　『取締役会規程』『伝達ならびに文書管理規程』『文書管理規則』に基づき、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を定めています。

・　『秘密情報管理規程』『インサイダー取引防止に関する規程』に基づき、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を定めています。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求めています。

③　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・　内部監査担当部署がリスク管理部署として、グループ各社のリスクを抽出・分析し、改善を提言するとともに、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。

・　危機事象に対する対応を、『危機管理規程』として定めています。代表取締役社長が危機管理委員長として、グループにおいて危機事象が発生した時の情報伝達と指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図ります。

④　当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・　『取締役会規程』『意思決定規程』に基づき、取締役会における審議の充実と、経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図っています。

・　全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューしています。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開しています。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを展開しています。また、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努めています。

⑤　当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・　グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定めています。この中で、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを定めています。

・　代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えるとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を展開しています。

・　グループで業務に従事する者には、コンプライアンス違反行為、または違反の恐れがあると疑われる行為を認識した場合に、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めています。また、そのための内部通報窓口を設置しています。

・　コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理担当部署がモニタリングを実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・　当社は、関係会社管理規程等に基づき、グループ各社に対し、当社取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に基づき、グループ各社の、それぞれの機能、体制に応じた最適な内部統制システムの整備等に関する指導・管理を行います。グループ各社は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対して、自らの取締役等の職務の執行に係る事項を当社に対して適時・適切に報告しています。

・　『企業倫理システム』、『意思決定システム』、『業務マネジメントシステム』、『危機管理システム』、及び、『監査役監査の環境整備』からなる展開システムごとに責任部署を定め、グループを横断する規程を定めています。各システムの責任者は、システムの監査機能を有し、グループ各社のシステムが実効性・効率性を確保（維持改善）するよう活動します。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告しています。
・　特に、財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』を定め、グループ各社の経理業務を統制しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況に対する評価と開示の体制を整備しています。
・　『YOKOGAWAグループ内部統制システム』の有効性に関する内部監査は、『グループ経営監査規程』に基づき、内部監査担当部署が実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
・　監査役は、グループ会社における重要事項の決定について、直接または当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができることとしています。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・　監査役室を設置し、専任者を含む人員を置いています。

⑧　前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・　監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求めています。
・　監査役室の人員に関する人事評価は、監査役会が指名する監査役が行うこととしています。

⑨　当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・　当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人等は、以下に定める事項を監査役に報告することとしています。
(a)　法令・定款違反に関する事項
(b)　内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
(c)　会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
(d)　意思決定に関する重要な事項
(e)　経営状況に関する重要な事項
(f)　内部通報制度による通報状況に関する事項
(g)　その他、コンプライアンスに関する重要な事項

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・　監査費用その他当社の監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査の実効性を担保するべく適切な金額を当社の予算に計上しています。

⑪　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・　取締役会議長、代表取締役社長、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署、会計監査人との定期的な意見交換の場を提供しています。また、取締役、重要な使用人からヒアリングを実施できる機会と環境を提供しています。

・　必要に応じて、外部の専門家を任用することができることとしています。現在、監査役会として弁護士と顧問契約を締結しています。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制に基づき実施した、当事業年度における『YOKOGAWAグループ内部統制システム』の運用状況の概要は以下のとおりです。

①　「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」の制定

・　これまでの当社のコーポレートガバナンスの取り組みを改めて体系化し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでいくための基本方針として、「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」を平成27年(2015年)11月に制定しました。

②　外部機関による取締役会評価の実施

・　取締役会の実効性について客観的な分析・評価を行い、今後の取締役の職務の一層の適正化や効率の向上を図るため、外部機関による取締役会評価を実施しました。

③　コンプライアンス活動の展開

・　「不正をしない風土」と「不正をさせない仕組み」の構築のために、職場に密着したコンプライアンス推進体制をグローバルに整備しています。国内では職場の相談役でもあるコンプライアンス推進者、海外ではコンプライアンスマネージャーがコンプライアンス意識の浸透・定着に向けた推進活動を展開しています。また、各組織のコンプライアンス事務局及びコンプライアンス推進者、コンプライアンスマネージャーの代表者に定期開催の「コンプライアンス委員会」に参画してもらい、情報の共有化と活動の進捗管理を行っています。

・　コンプライアンス意識の浸透状況を把握し、推進活動に役立てるため、「グローバル コンプライアンス意識サーベイ」を毎年実施し、その結果を当社グループ内で公開・共有するとともに、職場・職位別に分析して、次年度の施策に結びつけています。
・　啓発活動の一環として、毎年「コンプライアンス研修」「Eラーニング」等を全社員に対して実施し、コンプライアンスへの意識を深め、意識の向上を図っています。

④　リスクマネジメント体制の構築と運用
・　YOKOGAWAグループの各組織において、目的の達成を妨げる事象が発生する可能性をコントロールすることを目的に、リスク管理体制を整備しています。各組織の自律的なリスク管理活動をベースに、グループを取り巻くリスクを「事業活動」と「内部統制」の両面から経営者が網羅的に把握し、対処しています。
・　内部監査担当部署がリスク管理部署として、YOKOGAWAグループの各組織で重要と考えるリスクを収集し、その重大度を、影響度及び発生可能性の面から評価しています。影響度を評価する際は、財務的・人的側面のほか、社会・環境面での影響も考慮しています。
・　平成27年度(2015年度)は危機管理リスク、情報セキュリティーリスク、カントリーリスク、国際税務リスク等をその重大度から重点管理リスクに選定し、四半期ごとに管理の状況を経営者に報告しました。

⑤　内部監査担当部署及び監査役による監査の実施
・　内部監査担当部署は、四半期毎の監査により、各内部統制システム統括部署が、それぞれの重点指標を明確にし、指標の達成状況に応じてPDCAサイクルを回していることを確認しています。
・　監査役会は、当期の重点監査項目を「中期経営計画（Transformation 2017）の実現に向けた、主要な取り組みについての進捗状況の確認」「コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組み」と定めた年間活動に基づき、監査役監査を実施しています。

4．会社の支配に関する基本方針

⑴　基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する　YOKOGAWA人は良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

また、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

⑵　基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、企業理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことに加え、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実を図っています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

⑶　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針のもと、平成19年６月27日開催の当社第131回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」について承認をいただき、その後、平成21年６月29日開催の当社第133回定時株主総会での継続導入の承認決議を経て、平成23年６月24日開催の当社第135回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件」（以下「本プラン」といいます。）の承認をいただきました。

当社は、平成26年６月25日開催の第138回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境を前提とすると、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、平成26年５月13日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模な買付行為や買付提案を行おうとする者に対しては、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討に必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

⑷　基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記⑵及び⑶の取組みを進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につなげられると考えていると同時に、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付行為や買付提案を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報及び時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記⑵及び⑶の取組みは基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	65,306	支払手形及び買掛金	34,566
受取手形及び売掛金	136,933	短期借入金	9,353
商品及び製品	15,216	未払金	10,939
仕掛品	8,113	未払法人税等	4,204
原材料及び貯蔵品	10,389	前受金	31,898
繰延税金資産	3,722	賞与引当金	16,947
その他	15,649	工事損失引当金	4,371
貸倒引当金	△2,316	その他	21,318
流動資産合計	253,014	流動負債合計	133,599
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	21,175
建物及び構築物	48,603	繰延税金負債	3,947
機械装置及び運搬具	6,934	退職給付に係る負債	4,090
工具器具及び備品	6,090	その他	3,067
土地	16,295	固定負債合計	32,280
リース資産	431	負債合計	165,879
建設仮勘定	2,013	純資産の部	
有形固定資産合計	80,368	株主資本	
無形固定資産		資本金	43,401
ソフトウェア	18,887	資本剰余金	54,473
のれん	4,181	利益剰余金	139,919
その他	5,543	自己株式	△1,673
無形固定資産合計	28,612	株主資本合計	236,120
投資その他の資産		その他の包括利益累計額	
投資有価証券	42,718	その他有価証券評価差額金	9,803
繰延税金資産	2,427	繰延ヘッジ損益	△122
その他	5,828	為替換算調整勘定	△3,942
貸倒引当金	△197	退職給付に係る調整累計額	△1,413
投資その他の資産合計	50,777	その他の包括利益累計額合計	4,323
固定資産合計	159,757	非支配株主持分	6,448
資産合計	412,772	純資産合計	246,892
		負債純資産合計	412,772

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		413,732
売上原価		236,943
売上総利益		176,789
販売費及び一般管理費		137,146
営業利益		39,642
営業外収益		
受取利息	616	
受取配当金	1,729	
持分法による投資利益	687	
雑収入	785	3,819
営業外費用		
支払利息	927	
支払手数料	469	
為替差損	307	
雑損失	1,040	2,744
経常利益		40,717
特別利益		
固定資産売却益	817	
投資有価証券売却益	831	1,649
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	412	430
税金等調整前当期純利益		41,936
法人税、住民税及び事業税	9,428	
法人税等調整額	1,035	10,463
当期純利益		31,472
非支配株主に帰属する当期純利益		1,311
親会社株主に帰属する当期純利益		30,161

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	43,401	50,344	114,638	△11,019	197,364
当期変動額					
剰余金の配当			△4,879		△4,879
親会社株主に帰属する当期純利益			30,161		30,161
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		4,266		9,350	13,616
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△136			△136
その他			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4,129	25,280	9,345	38,755
当期末残高	43,401	54,473	139,919	△1,673	236,120

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	15,325	660	3,516	△1,323	18,178	6,433	221,976
当期変動額							
剰余金の配当							△4,879
親会社株主に帰属する当期純利益							30,161
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							13,616
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△136
その他							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,522	△782	△7,459	△90	△13,854	15	△13,839
当期変動額合計	△5,522	△782	△7,459	△90	△13,854	15	24,916
当期末残高	9,803	△122	△3,942	△1,413	4,323	6,448	246,892

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

横河電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　澤　幸之助㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　弘　幸㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大和田　貴　之㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、横河電機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	15,946	支払手形	152
受取手形	333	買掛金	7,967
売掛金	20,229	短期借入金	4,847
商品及び製品	860	一年内返済予定長期借入金	4,676
仕掛品	1,523	未払金	9,022
原材料及び貯蔵品	1,601	未払費用	1,717
前払費用	1,278	未払法人税等	293
短期貸付金	25,647	預り金	272
未収入金	7,838	賞与引当金	6,150
その他	1,102	その他	1,841
貸倒引当金	△1	流動負債合計	36,940
流動資産合計	76,360	固定負債	
固定資産		長期借入金	20,784
有形固定資産		繰延税金負債	3,498
建物	26,790	その他	997
構築物	906	固定負債合計	25,279
機械及び装置	451	負債合計	62,220
工具器具及び備品	2,763	純資産の部	
土地	11,345	株主資本	
建設仮勘定	534	資本金	43,401
その他	385	資本剰余金	54,417
有形固定資産合計	43,177	資本準備金	36,350
無形固定資産		その他資本剰余金	18,066
ソフトウェア	17,813	利益剰余金	56,994
ソフトウェア仮勘定	2,829	その他利益剰余金	56,994
借地権	672	固定資産圧縮積立金	1,295
その他	425	繰越利益剰余金	55,698
無形固定資産合計	21,741	自己株式	△1,673
投資その他の資産		株主資本合計	153,138
投資有価証券	34,610	評価・換算差額等	
関係会社株式	28,034	その他有価証券評価差額金	9,527
関係会社出資金	17,498	評価・換算差額等合計	9,527
関係会社長期貸付金	4,430	純資産合計	162,666
差入敷金保証金	165	負債純資産合計	224,886
長期金融資産	2,785		
その他	579		
貸倒引当金	△4,495		
投資その他の資産合計	83,608		
固定資産合計	148,526		
資産合計	224,886		

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		106,341
売上原価		53,518
売上総利益		52,822
販売費及び一般管理費		55,051
営業損失（△）		△2,228
営業外収益		
受取配当金	29,096	
諸施設賃貸収益	1,862	
雑収入	366	31,326
営業外費用		
支払利息	778	
諸施設賃貸費用	1,734	
為替差損	699	
雑損失	867	4,081
経常利益		25,016
特別利益		
固定資産売却益	751	
投資有価証券売却益	750	
関係会社株式売却益	232	1,734
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	340	345
税引前当期純利益		26,405
法人税、住民税及び事業税	△81	
法人税等調整額	△45	△126
当期純利益		26,531

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	43,401	36,350	13,800	50,151	1,292	34,049	35,341	△11,019	117,874	14,967	14,967	132,842
当期変動額												
剰余金の配当						△4,879	△4,879		△4,879			△4,879
固定資産圧縮積立金の取崩					3	△3	－					－
当期純利益						26,531	26,531		26,531			26,531
自己株式の取得								△4	△4			△4
自己株式の処分			4,266	4,266				9,350	13,616			13,616
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										△5,439	△5,439	△5,439
当期変動額合計	－	－	4,266	4,266	3	21,648	21,652	9,345	35,263	△5,439	△5,439	29,824
当期末残高	43,401	36,350	18,066	54,417	1,295	55,698	56,994	△1,673	153,138	9,527	9,527	162,666

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

横河電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　澤　幸之助㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　弘　幸㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大和田　貴　之㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、横河電機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用状況を監視及び検証しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月16日

横河電機株式会社　監　査　役　会

常勤監査役　小　柳　敬　史㊞

常勤監査役　牧　野　　清㊞

社外監査役　麻　崎　秀　人㊞

社外監査役　宍　戸　善　一㊞

社外監査役　山　下　　泉㊞

以　　上

インターネットによる議決権行使のご案内

Ⅰ．インターネットによる議決権行使について

１．インターネットによる議決権行使に際してご了承いただく事項

（１）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com

（２）行使期限は平成28年６月22日（水曜日）午後５時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（４）議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たに発行いたします。

（５）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行㈱ 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（１）議決権行使ウェブサイトのご利用方法等に関する専用お問い合わせ先
　　フリーダイヤル　0120-768-524　（平日９：00～21：00）

（２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
　　フリーダイヤル　0120-288-324　（平日９：00～17：00）

Ⅱ．議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社㈱ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Ⅰ．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

横河電機株式会社
〒180-8750 東京都武蔵野市中町二丁目９番32号
TEL 0422-52-5555

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすい ユニバーサル デザインフォントを 採用しています。